

地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	三井不動産株式会社
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
工場等の名称	ららぽーと名古屋みなとアクルス
工場等の所在地	愛知県名古屋市港区港明二丁目3番2号
業種	不動産業、物品賃貸業
業務部門における 建築物の主たる用途	物販店
建築物の所有形態	賃貸ビル等（賃貸している建築物）
事業の概要	モール型複合商業施設、平成30年9月開業
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年8月8日 ～ 令和7年3月31日		
公表方法	○	揭示 閲覧	（場所） ららぽーと名古屋みなとアクルス 防災センター
		ホーム ページ	（HPアドレス）
		冊子	（冊子名・ 入手方法）
		その他	（その他詳細）
公表に係る問合せ先	052-661-2108		

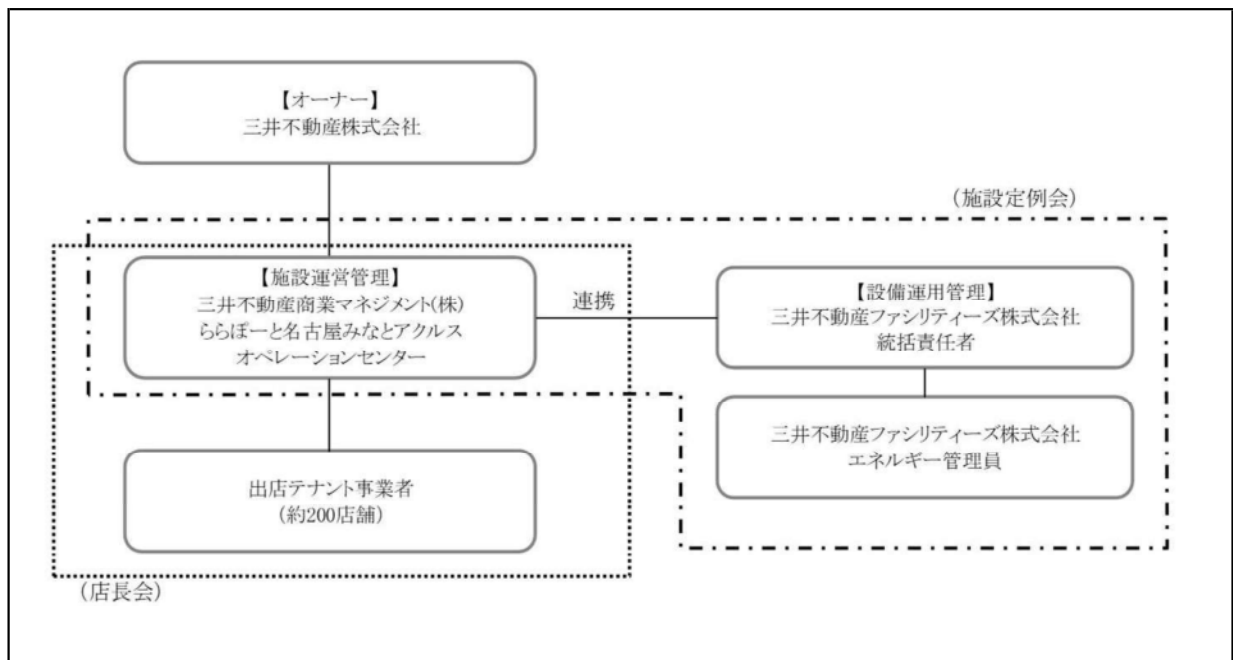
3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

三井不動産グループの環境方針

1. 環境効率性の向上と環境負荷の低減、省エネルギー・省資源と廃棄物削減、汚染の防止に努め、地球温暖化対策と循環型社会の形成をめざします。
2. 低炭素に加え、水環境・生物多様性の保全、分散・自立型エネルギーの導入などを幅広く、統合的に推進し、環境負荷の低減と安全・安心、快適性の向上の双方をめざします。
3. 顧客、地域、行政などコミュニティと連携・協力して、「環境との共生」に積極的に取り組み、持続的発展が可能なまちづくりと、実効性の高い環境施策を展開します。
4. スマートシティなど環境配慮型まちづくりを国内外で展開し、未来のまちづくりをリードする環境先進企業をめざします。
5. 環境関連の法規制の遵守はもとより、必要に応じ独自の基準を定めて、「環境との共生」を推進します。
6. 環境教育、啓発活動などにより、三井不動産グループ全従業員に環境方針の周知徹底と環境意識の向上を図ります。
7. 環境への取り組み状況など、必要な情報の開示に努め、広報活動などを通じて広く社会とコミュニケーションを図ります。

(2) 地球温暖化対策の推進体制



指針第 1 号様式

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		9, 231	t-CO ₂
① （温 を 二室除 酸効く 化果 炭ガ 素排 換出 算）	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）	9, 231	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（１）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 6 年度 目標削減率	
温 室 効 果 ガ ス 総 排 出 量		t-CO ₂		t-CO ₂		%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 6 年度 目標削減率	
原 単 位 あ た り の 排 出 量	0. 05372	t- CO ₂ / m2	0. 05211	t- CO ₂ / m2	3. 0	%

（２）目標設定の考え方

原単位ベースで前年度に対し年平均1%、3年間で基準年度に対し3%の温室効果ガス排出量の削減を目標とします。

備考 1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考 2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考 3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第 1 号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
一般管理／管理体制の整備	エネルギー管理員を中心として、省エネルギーに向けた取り組みの検討・策定・実施を行います。	施設全体で前年対比1%削減を目標とし、月例会議の中で必要に応じて省エネルギー推進の打合せを行います。
一般管理／エネルギー使用量等の把握及び管理	・電気、熱、ガス等の項目別にエネルギー使用量の把握及び管理を行います。 ・前月比、前年同月比等の対比による管理を行い、エネルギー増減が著しい場合は要因の確認と必要に応じた運用見直し管理を行います。	共用・専用部に分けて前月・前年対比30%以上の差がある場合は原因を追及します。
省エネルギー・省資源の推進／冷暖房	・空調設備の運転時間、温度管理はエネルギー管理標準に基づき管理を行います。 ・季節毎の空調負荷、館内状況を鑑みて、空調運転時間の短縮、温度緩和等の省エネ運用の可能性を探りエネルギー管理標準の基準値を見直します。	館内基準温度は冷房26℃暖房18℃（政府推奨温度±2℃）を目標値とします。
省エネルギー・省資源の推進／冷暖房	・空調機の自動制御機能（CO2濃度制御、外気冷房制御）を活用し、外気負荷の低減あるいは外気冷房効果の有効利用を行い、空調エネルギーの抑制を図ります。 ・ブラインドの活用、窓ガラスへの一部断熱フィルムの貼り付け等により日射負荷を減少します。	室内外の温湿度・エンタルピー等の条件設定以内で自動制御運用を行います。
省エネルギー・省資源の推進／照明	・外灯照明、夜間清掃時の点灯時間は必要状況を鑑みて随時見直しを行います。 ・人感センサー付き照明は点灯時間設定を短くし、こまめな点灯消灯管理とします。	共用部照明は節電プロジェクトにて作成したスケジュールに則り、スケジュール管理を行います。専有部は店長説明会にて省エネの指導・教育を行います。
省エネルギー・省資源の推進／その他	・エスカレーターは営業時間に対し過剰運転にならない様、発停管理を行います。 ・OA機器は不使用時の主電源停止あるいは省エネモード設定を活用し、待機電力の抑制を図ります。	昇降設備はエリア毎の在館・利用時間を考慮して、最小限の運転時間とします。OA機器は防災センターで掲示物による啓発を行います。

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

現状で予定はありません

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

現状で実績及び予定はありません

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

- ・トイレ等節水型機器を導入済みですが、節水運用の維持を図ります。
- ・廃棄物の分別回収を行いリユース、リサイクルを促進します。
- ・社員、従業員のマイカー通勤の規制、通勤における公共交通機関の利用促進により自動車利用の抑制を図ります。
- ・社員、従業員等への定期的な環境教育の実施を行います。

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

現状で特にありません